

上海市就業促進条例

(2023年2月25日上海市第十六期人民代表大会常務委員会第一回会議通過)

第一章 総則

第一条 質の高い完全雇用を促進し、経済の発展と雇用の拡大を調和させ、社会の調和と安定を維持し、共同の豊かさを着実に推進するため、『中華人民共和国雇用促進法』等の法律、法規に基づき、本市の実情に合わせて、本条例を制定する。

第二条 本市行政区域内における就業促進関連サービスと管理活動には、本条例を適用する。

第三条 本市は就業が最も基本的な民生であることを堅持し、就業の拡大を経済社会発展の優先事項とし、就業優先戦略の実施を深化させ、就業優先政策を強化し、就業公共サービス体系を健全化し、労働者の自主的就业、市の就業調整、政府の就業促進と創業奨励による就業促進の方針を堅持し、多くのルートで就業を拡大し、就業の質を向上させる。

第四条 本市は、労働モデル、労働の心、職人の心を大いに発揚し、労働の最も名誉ある観念を打ち立て、労働を尊ぶ社会の気風をつくる。

労働者が正しい職業選択の観念を確立し、就業創業能力を高めることを提唱する。

家庭が積極的に就業する理念と勤勉で豊かになる観念を樹立することを提唱し、労働能力のある家庭の成員が積極的に就業を実現することを奨励する。

第五条 労働者は法により平等な就業と自主的な職業選択の権利を有する。

使用者は法により自主的に使用する権利を有し、労働者の合法的權益を保障する義務を履行する。

第六条 市人民政府は就業促進業務に対する組織指導を強化し、就業促進業務を国民経済と社会発展計画に組み入れ、就業促進中長期計画を制定し、就業促進業務目標責任制を確立し、資金保障を強化し、各区、各部門に就業促進の各業務を指導督促しなければならない。

区人民政府は当該行政区域の就業促進の第一の責任を負い、産業による就業の牽引、創業による就業の牽引、就業促進の育成措置を統一して計画・実行し、就業ルートを開拓し、就業サービスを最適化し、就業管理を強化し、就業環境を改善しなければならない。

市、区人民政府は就業促進への協調体制を構築し、就業促進における重大な問題を協調して解決する。

郷・鎮人民政府、街道弁事処は管轄区域内の重点群體の就業状況を全面的に把握し、就業促進政策の各施策を実行し、末端公共就業サービスをしっかり行い、就業援助の体制を完備しなければならない。指導居民委員会、村民委員会は政府及び関連部門に協力し、就業情報の調査、就業援助、政策宣伝等の公共就業サービス業務を行う。

第七条 市、区の人的資源社会保障部門は、当該行政区域の就業促進業務の組織、指導、調整に責任を負い、就業情勢の調査と分析、判断を強化し、就業促進政策措置の策定を主導し、就業促進業務の目標任務を分解し、就業公共サービス体系を完備し、職業訓練と就業援助制度を健全にし、質の高い完全就業の実現を推進する。

市、区の発展改革、経済情報化、ビジネス、教育、公安、住宅都市農村建設管理、交通、農業農村、国有資産監督管理、医療保険、財政、税務、市場監督管理、金融管理、企画資源、ビッグデータセンターなどの関連部門と単位は各自の職責に従い、共同で就業促進の関連業務を行わなければならない。

第八条 労働組合、共産主義若者団、婦女連合会、身体障害者連合会等の団体組織は、政府及び関連部門が関連団体の就業促進業務の展開に協力し、相応の就業サービスを提供し、法により労働者の労働権利を擁護しなければならない。

工商連合会と業界協会、商会は速やかに政府及び関連部門に市場主体の労働者募集、職場安定、職業訓練等方面的需要を反映し、かつ市場主体に関連サービスを提供しなければならない。

高等学校、職業学校(技術学校があります)は就業創業促進体制を確立し、健全にし、多種の形式で学生に職業計画、職業体験、求職指導等の就業創業サービスを提供し、学生の就業創業能力を増強しなければならない。

第九条 各級人民政府及び関連部門は就業促進の法律法規と政策措置の宣伝解説を展開し、社会全体が正しい就業観、職業観を確立するようリードし、積極的に就業を実現する。

放送、テレビ、新聞、ウェブサイト等のマスメディアは公益宣伝を強化し、就業促進の有効な方法と成功経験を広め、就業促進の良好な社会的雰囲気醸成しなければならない。

第十条 当市は揚子江デルタ地域の就業創業サービス協力を推進し、人材交流協力体制を革新し、人材の円滑な流動を推進する。

当市は国の東西部協力、対等な立場の相手として支援及び協力配置の要求に従い、労務協力に関する政策措置を整備し、支援、協力地区及び中西部地区の農村労働力、貧困を脱出した労働力の現地付近での就業、異郷での就業、上海での就業を支持する。

第十一条 市、区人民政府は就業促進業務において成績が顕著な期間と個人に対し、規定に従い表彰と奨励を行う。

第二章 政策支持

第十二条 市、区人民政府は投資、産業、区域、財税、金融、教育、人材などの政策による就業への支持を強化し、就業政策との協調連動を強化し、市場化社会化の就業ルートを開拓し、就業ポストを増加し、企業の雇用保障サービスを最適化し、就業の質を向上させなければならない。

市、区人民政府及び関連部門は国有企業の考課評価システムを整備し、就業促進の状況を国有企業及び指導者に対する考課評価内容に組み入れ、国有企業の実業吸収の先導モデルの役割を発揮させ、就業を吸収して更に多くの就業を促進しなければならない。

市、区人民政府及び関連部門は関連政策を制定、改善し、中小零細企業が就業を吸収する主なルート中的作用を発揮し、中小零細企業の経営開拓、就業の増加を支援、奨励しなければならない。

第十三条 市、区人民政府及びその発展改革、経済情報化、住宅都市農村建設管理等の部門は政府の投資を手配し、重大な建設プロジェクトを確定する時、政府の投資と重大な建設プロジェクトが就業を促進する作用を発揮し、同等な条件の下で就業の質が高く、就業を促進する能力が強いプロジェクトを優先的に手配しなければならない。

第十四条 本市は製造業の重点産業システムの建設を推進し、より多くの製造業分野の技術型、技能型就業職を発展させ、技術技能人材の質の高い就業を吸収する。

本市は伝統的なサービス業の変革を推進し、新しいサービス業の発展を促進し、サービス業の雇用吸収能力を向上させ、より多くの雇用機会を創造する。

本市は農村復興戦略を徹底的に実行し、都市現代農業の質の高い発展を推進し、農村の新産業、新業態、新モデルを育成し、農村労働力の就業増収を促進する。

第十五条 市、区人民政府は重点地区の計画建設において、人口と就業ポストの分布を完備することを重視し、地区の特徴に符合する就業創業政策を制定・実施し、就業サービス管理体制を革新し、就業の質を向上させなければならない。

浦東新区が就業創業、職業訓練、人材建設などの方面で革新探索をサポートし、その改革経験を全市で速やかに倣い普及させる。

第十六条 市、区人民政府は就業促進に有利な財政政策を実行し、就業情勢及び就業活動目標に基づき、就業促進資金を合理的に手配しなければならない。

財政、税務、発展改革等の部門は法により就業創業税費優遇政策を実行し、条件に符合する企業と労働者に対して規定により企業所得税、増値税、個人所得税と行政事業性費用等を徴収する。

人材社会保障、財政等の部門は法により就業補助政策を実行し、条件に符合する企業と労働者に対して規定に従い、職場手当、創業手当、社会保険手当、職業訓練手当を支給する。

第十七条 金融管理部門は金融機関が金融サービスを改善し、金融サービスの範囲を拡大し、企業の経営を拡大し、雇用を増やすために融資の便宜を提供しなければならない。

本市が政府性融資保証システムの役割を発揮し、中小・零細企業の融資に増信サービスを提供;金融機関、融資保証機関が中小・零細企業への融資支援を強化し、より多くの市場主体を育成して就業を拡大することを支持する。

第十八条 教育、発展改革、人力資源社会保障などの部門は就業状況と産業発展の趨勢に基づき、人力資源市場の需要に適應する教育政策と職業教育発展計画を制定し、定期的に高等学校、職業学校(技術学校があります)の就業状況評価を展開し、評価結果を学校が専門を設置し、募集規模を確定する重要な根拠としなければならない。

第十九条 市、区人民政府及び関連部門は重点区域、重点プロジェクト、重大プロジェクトの計画建設と結合し、業種別に定期的に不足人材目録を発表し、集積回路、生物医薬、人工知能などの先導産業と重点産業に焦点を当て、企業が高レベル、高技能人材の導入と備蓄を強化することを支持しなければならない。

市人民政府の関連部門は居住証、戸籍及び安居政策を最適化し、より多くの専門人材、留学帰国者など国内外の人材を当市で就業・創業させなければならない。

第二十条 当市は国の関連規定に基づいて失業保険制度を整備し、法により失業者の基本的な生活を確保し、失業保険の失業予防、就業促進の機能を發揮する。

市人民政府は当市の最低賃金標準より低く、当市住民の最低生活保障標準より高いレベルに基づき、失業保険金の標準を確定し、かつ経済社会の発展レベルに応じて動的に調整する。

第三章 創業サポート

第二十一条 各級人民政府は創業支援措置を制定し実行し、創業サービス体系を健全にし、創業公益活動を展開し、労働者の創業を奨励し、創業による就業の促進を図るべきである。

第二十二条 各級人民政府は融資担保、場所支援、設立便宜、税収優遇、社会保険補助金等の支援措置を完備し、労働者の創業に支援を提供しなければならない。

発展改革、財政、国有資産監督管理、経済情報化、科学技術、教育などの部門は政策性創業投資基金の指導作用を發揮し、社会資本による創業投資基金の設立を奨励し、創業主体の革新発展を支持しなければならない。

財政、人的資源社会保障部門は創業担保貸付と利子割引政策を改善し、担保対象範囲を徐々に拡大し、担保限度額を引き上げ、創業担保貸付の獲得の利便性を向上させなければならない。

第二十三条 市、区人民政府及び関連部門は異なる創業グループ、異なる創業段階をカバーする創業研修システムの構築を推進し、創業研修政策を完備し、的確な創業研修を展開し、労働者の創業意識と創業能力を高めるべきである。

教育、人力資源社会保障部門は高等学校、職業学校(技術学校)に革新創業教育課程を改善するよう指導し、専門教育と革新創業教育の有機的融合を促進しなければならない。

当市は関連学校、研修機構の創業研修教材と課程の発展を支援し、各種創業主体に対する研修指導を実施する。

第二十四条 公共就業サービス機構は各種類の創業主体に政策諮問、創業指導等の公共創業サービスを提供しなければならない。

当市は各種の専門サービス機構が創業主体に管理コンサルティング、財務会税務、人的資源、法律コンサルティングなどのサービスを提供することをサポートしている。

当市は社会人、ボランティアなどの社会力が創業サービスに参加することを奨励し、創業指導ボランティア組織の作用を発揮し、創業主体に創業前の準備、企業の設立と運営などの関連分野のコンサルティング、指導とサービスを提供する。

第二十五条 各級人民政府は創業型都市区と創業型コミュニティの創建を推進し、良好な創業雰囲気を作り、創業環境を最適化しなければならない。

人材社会保障、経済情報化、科学技術などの部門は創業孵化モデル基地、衆創空間、留学人員創業園などの建設を通じて、創業主体の集中発展を促進しなければならない。

高等学校、専門学校(技術学校があります)が創業指導サイトを設立することを奨励し、在学生に政策の宣伝、専門家の諮問、創業活動、サポート育成などの創業サービスを提供する。

第二十六条 当市は革新創業大会の開催を支持し、優秀な創業プロジェクトの発展を支援する。国と当市の革新創業コンテストで受賞した創業チームと創業組織に対し、人材社会保障、教育、科学技術などの関連部門は規定に従い奨励または政策の優遇をする。

第四章 公平な就業

第二十七条 各級人民政府は公平な就業環境を創造し、法により労働者が平等な就業権利と公平な就業機会を享有することを保障し、平等な就業に影響する不合理な制限と就業差別を取り除く。

人材(以下、人的資源サービス機関と総称する)サービスに従事する場合、労働者に平等な就業条件と公平な就業機会を提供しなければならない。民族、種族、性別、宗教信仰などの面で差別的な内容を含む求人情報を公表してはならず、国家の規定に違反して戸籍、地域などの面で人的資源の移動を制限する条件を設けてはならない。

第二十八条 当市は女性が男性と対等な労働権利を享有することを保障し、法により就業創業、職業発展、職業訓練、労働報酬、福利待遇、職業健康と安全などの面における合法的權益を保障し、生育友好的な就業環境を構築する。

使用者が人員を採用する場合、国家が定める女性に適合しない職種又は職場を除き、性別を理由として女性の採用を拒否し、又は女性に対する採用基準を高めてはならない。労働契約、サービス協議及び規則制度に女性従業員の結婚、出産等の権利を制限する内容を規定してはならない。出産により就業を中断し、又は職業発展に影響を与える女性に対して、人力資源社会保障部門、女性連合会及び労働組合等の関連群团组织又は使用者は、その需要に応じて、的確な職業指導、職業訓練及び就業創業サービスを提供することができる。

従業員の仕事と家庭関係のバランスに有利な措置を制定することを奨励し、従業員と法に基づ

いて協議し、乳幼児への配慮に有利なフレキシブルな休暇とフレックス勤務方式を確定する。

第二十九条 市、区人民政府は障害者の就業計画を統一して計画し、法により障害者の労働権利を保障し、障害者の就業を促進しなければならない。

使用者が人員を採用する場合、障害者を差別してはならない。

第三十条 使用者は、労働者が伝染病の病原体を携帯した者であること又は伝染病に罹患したことを理由に採用を拒否してはならず、労働者が伝染病に罹患したことを理由に労働関係を解除してはならない。法律、行政法規及び国务院衛生行政部門に別段の規定がある場合を除く。

第三十一条 法律、行政法規に別段の規定がある場合を除き、使用者と人力資源サービス機構は人員を採用し又は人力資源サービスを提供する時、労働者の診療記録、医学検査報告、違法犯罪記録等の情報を調べ、又は労働者に労働契約の履行と関係のない情報の提供を要求してはならない。

衛生健康、公安等の部門と市のビッグデータセンターは法により厳格に前項規定の情報の検索、開放範囲を制御しなければならない。

第五章就業サービスと管理

第三十二条 当市は各種類の労働者群と使用者をカバーする就業公共サービス体系を健全にし、情報化、知能化公共就業サービス能力を向上させ、サービス内容と基準を細分化して完備し、公共就業サービスの的確性、専門性と利便性を向上させる。

第三十三条 市、区人民政府は公共就業サービス機構と公共人材サービス機構の構築を強化し、各級公共就業サービス拠点を統一して配置し、地域の就業サービス資源を十分に開拓し、労働者に便利でアクセス可能な公共就業サービスを提供しなければならない。

労働組合、共産主義若者団、女性連合会、障害者連合会及びその他の社会組織を支持し、関連する公共就業サービス資源を頼りに、公益性就業創業サービス活動を展開する。

第三十四条 公共就業サービス機構と公共人材サービス機構はそれぞれの職責に基づき、労働者と使用者に就業創業政策の諮問、職業指導と職業紹介、人的資源の需給と職業訓練情報の発表、組織専用募集、人材導入と人材交流、就業援助、就業と失業登録、流動人員人事ファイル管理等の公共就業創業サービスを無料で提供しなければならない。

第三十五条 当市は政務サービス「一网通办」プラットフォームを頼りに、公共就業サービスの便利化を推進し、処理プロセスを最適化し、処理プロセスを簡素化し、申請資料を減少し、処理期限を短縮し、労働者の就業創業に便宜を提供する。

第三十六条 市的人力資源社会保障部門は市のビッグデータセンターと協力して公共就業サ

ービス情報プラットフォームの建設を強化し、「一網通弁」プラットフォームとドッキングし、ビッグデータの集成運用を強化し、就職の求人情報を整合し、求人企業と労働者に向けて求人 の発表、履歴書の配達、就職のためのインターンシップ、職業指導などのサービスを提供し、企業間で雇用を共有するために情報ドッキングサービスを提供し、人力資源の市場需給のマッチングを促進しなければならない。

労働組合、共産主義若者団、婦女連合会、商工業連合会、業界協会、商会、経営性人的資源サービス機構等と公共就業サービス情報プラットフォームとの就業情報共有の強化を奨励する。

第三十七条 人材社会保障部門は公共就業と人材サービスチームの建設を強化し、サービスの専門化レベルを向上させ、職業指導師、創業指導師等の社会化職業技能等級の認定を推進し、公共就業と人材サービス人員の職業発展ルートを円滑に開通しなければならない。

区と郷・鎮人民政府、街道弁事処は末端の就業サービス業務の力を強化し、相応する社区労働者を配置する等の方式により、各住民委員会、村民委員会に少なくとも 1 名の専門職（兼）労働者を配置し、就業情報の調査、就業援助、政策宣伝、労働者の權益擁護等の業務に従事させなければならない。

第三十八条 公共就業サービス機構、公共人材サービス機構が経営性人的資源サービス機構と協力体制を構築し、公共就業サービスモデルを革新することを奨励する。

各級人民政府は関連規定に従い、多種の方式により、経営性人的資源サービス機構、関連社会組織、専門サービス機構等が公共就業サービスを受けることを支持し、そのサービス市場の主体を発揮し、就業を促進する役割を果たすことができる。

第三十九条 市、区人民政府は区域、産業、土地などの政策を総合的に運用し、人的資源市場の建設を推進し、人的資源サービス業の質の高い発展を推進しなければならない。

市人力資源社会保障部門と関連区人民政府は国家級、市級人力資源サービス産業園區の育成と建設を推進し、人力資源サービス機構、産業と機能の集中を促進し、市場化就業サービスの供給を拡大し、人力資源市場を活性化させる。

経営性人的資源サービス機構は当市が国内外のハイレベル人材と緊急に必要とする人材を導入し、就業の質を高めるために専門化サービスを提供することを奨励、支持する。

第四十条 人的資源サービス機構が人的資源需給情報を発表する場合、情報発表審査と苦情処理体制を健全に構築し、発表された情報が真実、合法、有効であることを確保しなければならない。

人的資源サービス機構は業務活動中に収集した使用者と個人情報について、法により保護しなければならない。知り得た商業秘密、個人情報又はその他の秘密にすべき情報を漏洩又は違法に使用してはならない。

人的資源サービス機構がインターネットを通じて人的資源サービスを提供する場合、国家のネットワーク採用サービス管理及びネットワーク安全、インターネット情報サービス管理等の規定

を遵守しなければならない。

人資源サービス許可証等の資料を検査し、採用情報の内容を照合しなければならない。関連資料を提供できない機関、または差別的な内容を含む違法状況の求人情報に対して、情報配信サービスを提供してはならない。

第四十一条 当市は就業保険登録の一体化改革を深化させた。

使用者と個人は法により就業保険加入登記手続を誠実に行わなければならない、架空の使用者情報で関連手続を行ってはならない。

第四十二条 当市は労働力資源調査統計制度を健全化し、就業監視システムを整備する。

人材社会保障、統計、教育等の部門は各自の職責に従い、労働力資源の調査統計と就業観測を展開し、定期的に社会に主要就業データ、人材市場の需給、賃金指導価格等の情報を公表しなければならない。

雇用企業と個人は関連部門と協力して労働力資源調査統計と就業モニタリングを展開し、関連情報を誠実に提供しなければならない；派遣企業である場合、派遣労働者の実際の使用企業及び職位等の情報を同時に提供しなければならない。

公安、市場監督管理、税務等の部門と市のビッグデータセンターは就業監視の展開に必要なデータサポートを提供しなければならない。

第四十三条 当市は労働力資源調査統計制度を健全化し、就業監視システムを整備する。

人材社会保障、統計、教育等の部門は各自の職責に従い、労働力資源の調査統計と就業観測を展開し、定期的に社会に主要就業データ、人材市場の需給、賃金指導価格等の情報を公表しなければならない。

雇用企業と個人は関連部門と協力して労働力資源調査統計と就業モニタリングを展開し、関連情報を誠実に提供しなければならない；派遣企業である場合、派遣労働者の実際の使用企業及び職位等の情報を同時に提供しなければならない。

公安、市場監督管理、税務等の部門と市のビッグデータセンターは就業監視の展開に必要なデータサポートを提供しなければならない。

第四十四条 市、区人民政府は失業リスク警報制度を健全にし、失業リスク評価を強化し、リスク対応予案と備蓄政策を制定しなければならない。重大な経済リスク及び自然災害、事故災害、公共衛生事件などの突発事件に直面する時、臨時的な就業支援政策を実施する。

第四十五条 当市は労働争議紛争の多様な解決サービスを強化する。人民法院、労働人事紛争仲裁機構、労働組合、調停組織等は、法により、遅滞なく、労働紛争を適切に処理し、調和のとれた労働関係の構築を推進し、労働者の合法的権益を保護し、市場主体の安定的で秩序ある発展を促進しなければならない。

第六章 職業教育と訓練

第四十六条 市、区人民政府及び関連部門は経済社会の発展と市場の需要に基づき、職業教育を発展し、職業能力の建設を強化し、職業教育の種類、大学の配置と専門の設置を最適化し、職業教育システムを完備し、終身職業技能訓練制度を健全化し、業界と企業を主体とし、職業学校(技術学校を含む)を基礎とし、政府が社会の支持と結合した高技能人材育成システムを推進し、技能人材育成、使用、評価と激励システムを完備し、労働者の職業技能の向上を促進し、就業創業能力を増強しなければならない。

第四十七条 人材社会保障、経済情報化、国有資産監督管理、住宅都市農村建設管理、応急、商務等の部門は当市産業発展、安全生産と労働者技能向上等の需要に基づいて、職業技能訓練と評価プロジェクトを推進し、技能人材訓練と評価標準を完備しなければならない。

第四十八条 人材社会保障、教育等の部門は関連支援政策を制定し、高等学校、職業学校(技術学校を含む)、職業技能訓練機構が失業者、在職者と農村移転就業者等の労働者を対象に、就業前訓練、在職訓練、再就業訓練を展開することを推進し、使用者の労働者職業訓練の展開、実用技能人材と熟練労働者の育成を支援しなければならない。

第四十九条 使用者は職業訓練制度を確立し、規定に従い従業員教育経費を捻出し、従業員に職業技能訓練と継続教育訓練を行わなければならない。従業員の職業訓練への参加をサポートし、職業技能レベルを向上させる。

第五十条 高等学校、職業学校(技術学校を含む)、職業技能訓練機構が職業訓練を行う場合、関連要求に従い、訓練計画を制定し、教師、場所と設備等を実施し、訓練活動を規範化し、訓練の質を向上させなければならない。

第五十一条 高等学校、職業学校(技術学校を含む)、職業技能訓練機構と使用者が学校と企業の協力、生産と教育の融合の人材育成システムを創立すること、高技能人材育成基地、新型技能士学院の建設を支持し、新型徒弟制訓練を展開し、当市の重点産業の発展が緊急に不足する各級の技術技能人材を育成することを奨励する。

第五十二条 市、区人民政府は市場の需要と産業の発展方向に基づき、共同建設、共有などの方法を通じて、公共訓練基地と開放訓練センターの建設を合理的に計画し、支持しなければならない。雇用機関、高等学校、職業学校(技術学校を含む)と職業技能訓練機構などに向けて職業技能訓練の訓練、競技評価、師資訓練などのサービスを提供する。

第五十三条 当市は技能人材職業技能評価制度を健全化し、政府部門、雇用機関、社会訓練評価組織等の多元的な評価主体の役割を発揮し、職業資格評価、職業技能等級認定、特定項目職業能力審査等の多元的な評価方式を完備する。技能評価に合格した労働者に対して、規

定により相応の技能評価証明書を発行する。

当市は政府監督管理、機構自律、社会監督の技能人材評価品質監督システムを構築する。人材社会保障部門及び関連業界主管部門は相応の管理体制を構築し、関連評価主体が技能人材評価活動を規範的に展開するよう指導、監督しなければならない。

第五十四条 当市は技能人材の表彰体系を改善し、技能人材に対する表彰の奨励力を強化し、技能人材の激励体制を健全化する。

使用者が技能人材の評価と使用、激励の結合体制を確立することを奨励し、技能人材と専門技術人材の職業発展通路を貫通し、職務価値、能力素質と業績貢献に基づく技能人材の給与制度を確立し、健全にし、技能人材の価値を尊重し体现する。

第五十五条 当市は多層の職業技能競技システムを構築し、社会の力を大会の開催に参加させ、職業技能競技活動を展開する。

市、区人民政府は競技保障激励システムを確立し、健全にし、競技訓練基地、選手チームと専門家コーチチームの構築を強化し、規定に基づき、受賞選手、専門家コーチ及び競技中で突出した貢献をした部門と個人に奨励を与え、人材の導入、職務評定、選考表彰などの方面で政策を傾ける。

第五十六条 当市は職業訓練、技能人材評価、職業技能競技に参加する労働者に対し、従業員が職業訓練を行う使用者を組織し、関係規定に基づき補助金を支給する。

人材・社会保障部門は関連部門と協力して職業訓練補助基準の動態調整体制を構築し、緊急に必要な職種と中・高レベルの技能人材の訓練に対して支援を強化しなければならない。

第七章 就業援助と重点グループの就業

第五十七条 当市は就業援助制度を実施し、税金減免、社会保険補助金、職場補助金、職業訓練補助金等の方法を採用し、公益性職場配置等のルートを通じて、就業困難者に対して優先的な援助と重点的な援助を実施する。

第五十八条 人的資源社会保障部門は就業困難者認定弁法を完備し、就業困難者認定基準の動態調整体制を構築し、精密化就業援助サービスを提供し、就業支援効果の追跡と評価を強化しなければならない。

就業支援業務を強化し、就業困難者に対して重点的な支援を実施し、的確な就業支援サービスを提供しなければならない。

第五十九条 市の人的資源社会保障部門は経済社会の発展状況と就業情勢の変化に基づき、公益性職務規模を科学的に設定し、就業困難者を優先的に配置する。

関連業界の主管部門と区人民政府は、当該業界、当該区域の実情に基づき、コミュニティの公共管理、公共衛生、応急サービス、社会救助、都市の緑化、衛生保護、高齢者支援、障害者支

援、就業援助などの公益性の職場を開発しなければならない。

区と郷・鎮人民政府、街道弁事処は公益性職務の管理職責を負わなければならない、本行政区域の実情に基づき、職務の要求に合致する就業困難者を統一して配置しなければならない。就業困難者を就業させる場合、規定に従い相応の職場手当と社会保険手当を受けることができる。

第六十条 当市に勤務している人が全員失業状態にある世帯は、公共職業安定所に就職支援を申し込むことができる。公共就業サービス機構は、事実が確認された場合、当該家庭の少なくとも一人に適切な就業の場を提供しなければならない。

第六十一条 当市は若者の就業創業の全過程をカバーする政策支持システムを構築し、就業創業インターンシップ制度の推進、若者の就業計画の実施などの措置を通じて、若者の就業を促進する。

人材社会保障、教育等の部門は若者が就業創業に参加することを支持しなければならない。条件を満たす使用者が就業創業インターンシップ基地に申請することをサポートし、インターンシップの職場と教育サービスを提供する。就業創業インターンシップ基地とインターンシップの学生は規定により相応のインターンシップ手当を受けることができる。

人力資源社会保障部門と共産主義若者団は失業若者に対する就職支援を強化し、失業した若者の能力向上と就職の実現を促進しなければならない。

第六十二条 当市は大卒者の就業協力体制を構築し、大卒者の就業創業を統一して推進する。教育、人的資源社会保障部門及び関連業界の主管部門は、大卒者の就業創業を促進する政策措置を制定、実行し、就業創業の指導を強化し、定期的に業界性、地域性、専門性の特別募集活動を開催し、大卒者の就業に対する扶助力を強化しなければならない。

各級人民政府及び教育、人的資源社会保障、公務員管理等の部門は、大学卒業生を対象に、末端サービスプロジェクト、末端就業ポストを開発し、国有企業、機関、事業単位の採用規模拡大を奨励、支持し、大学卒業生の就業を吸収しなければならない。

第六十三条 退役軍人、人的資源の社会保障、教育、国有資産監督管理、公務員管理等の部門は、オリエンテーション募集、優先募集、就業指導、創業サービス及び補助等の政策措置を制定、完備し、退役軍人の就業創業を促進し、かつ関連権益の保障をしっかりと行わなければならない。

使用者が退役軍人を採用することが国と当市の規定に合致する場合、法により税収優遇等の政策を享受する。

第六十四条 市、区人民政府は優遇政策と具体的支援保護措置を制定し、障害者の就業に条件を創造し、障害者の集中就業、比例による就業分散制度を実行し、障害者の自主創業、フレキシブルな業務形態への就職支援の強度を高め、障害者補助性就業体制を健全化しなければならない。

市、区の身体障害者連合会は職業指導、職業紹介と職業訓練を組織して展開し、身体障害者の就業と雇用者が身体障害者を採用するためにサービスと援助を提供し、身体障害者がその就業創業に適する職業訓練と就業創業見習いに参加することを奨励しなければならない。

雇用機関は国と当市の関連規定に従い、障害者の就業を手配する義務を履行し、機関、事業単位、国有企業は率先して障害者の就業を手配しなければならない。

第六十五条 人材社会保障、司法管理等の部門は国と当市の関連規定に従い、受刑者、釈放された復帰者、刑務所からの復帰者、地域矯正からの復帰者を含む特別な社会的自由市民の就業指導、職業訓練、権益保障等を行う。条件を満たす受刑者、釈放された復帰者、刑務所からの復帰者、地域矯正からの復帰者を含む特別な社会的自由市民については、速やかに就業困難者と認定し、就業を援助しなければならない。

第八章 フレキシブルな業務形態への就職

第六十六条 市、区人民政府及び関連部門は、個人経営、非全日制及び新しい就業形態等のフレキシブルな業務形態への就職方式に対する支持を強化し、フレキシブルな業務形態への就職発展ルートを開拓し、フレキシブルな業務形態への就職環境を最適化し、政策サービスの供給を強化し、フレキシブルな業務形態への就職に対する不合理な制限を取り除き、より多くのフレキシブルな業務形態への就職機会を創造しなければならない。

第六十七条 当市は、フレキシブルワーカーを公共就業サービスの範囲に組み入れ、公共就業サービス情報プラットフォームにフレキシブルワークコーナーコラムを開設し、無料で求人、新職業等の情報を提供し、コンサルティングと職業指導を展開する。

人材サービス機構は、専門職のパート市場を設立し、必要に応じて特別募集を組織するなどの方法で、フレキシブルな業務形態への就職者に規範的で秩序ある求職応募等の専門化サービスを提供することができる。

第六十八条 当市は、フレキシブルワーカーを職業技能訓練・評価制度に取り入れている。就業を安定させ、就業の質を向上させるために、雇用者がフレキシブルワーカーを雇用し、就業前研修、就業技能向上研修を行うことを奨励する。

就業者が職業技能訓練及び評価に参加する場合、規定により相応の補助金を受けることができる。

第六十九条 当市はフレキシブルワーカーを労働力資源調査の統計範囲に組み入れ、実際の人口におけるフレキシブルな業務形態への就職者 1 人 1 人の調査体制を確立する。

フレキシブルワーカーが規定に従ってフレキシブルな業務形態への就職登録を行うことを奨励する。

第七十条 市、区人民政府は、フレキシブルな業務形態への就職に相応する就業と社会保障政

策措置を制定、実施、改善し、フレキシブルワーカーにサービスと保障を提供しなければならない。

当市で就業するフレキシブルワーカーは、国と当市の関連規定に従い社会保険に加入し、法により社会保険待遇を享受することができる。

条件に符合するフレキシブルワーカーは、関連規定に従い社会保険補助金、就業職場補助金を申請することができる。

条件を満たすフレキシブルワーカーについては、規定に従い相応の社会救助範囲に入れる。

第七十一条 当市は新しい就業形態の発展を支持し、規範化し、科学的かつ合理的にプラットフォーム経済及びその他の新業態、新モデル監督管理規則を設定し、新しい就業形態規範の健全で持続的な発展を促進する。

インターネットプラットフォーム企業は法により規定に基づいて労働者を雇用し、具体的な雇用状況に基づいて労働者と法により労働契約を締結する、又は書面協議により双方の権利義務を明確にしなければならない。役務を提供する企業に対し、新たな就業形態の労働者の合法的権益を保障するよう指導、督促する。

企業、事業協会と労働組合、労働者代表等は業務定額、出来高単価、職業安全健康等について協議を行い、定員定額、休憩方法、出来高単価、抽選比例、賞罰等の基準を合理的に確定することができる。

当市は、新たな就業形態における労働者の職業傷害保障制度を確立・整備し、職業傷害保障制度につながる共済保障と商業保険の発展を奨励し、新たな就業形態における労働者の職業傷害保障権益を擁護する。

第九章 監督検査

第七十二条 市、区人民政府は就業優先戦略と就業促進の責任を実行し、就業情勢と就業の需要に基づき、就業促進の目標任務を合理的に設定し、次のレベルの人民政府及び関連部門の就業促進効果の評価を強化し、かつ評価結果を年度業績評価と指導幹部の総合評価の重要な根拠としなければならない。

第七十三条 人材社会保障部門は関連部門と協力し、就業促進法規の実施、重点グループの就業促進就業資金保障の実施等の状況に対する監督・指導を強化しなければならない。

人材社会保障等の関連部門は各自の職責に従い、労働苦情処理、労働紛争解決等の業務体制を改善し、コンサルティング、指導、調停等のサービス効果を向上させ、関連機関と個人の本条例違反行為に対する苦情通報を受理し、かつ速やかに確認し、処理しなければならない。

第七十四条 人材資源社会保障、財政部門は就業促進資金の監督管理を強化し、資金の使用を規範化し、資金の安全を保障し、資金の使用効率を向上させなければならない。規定に違反して各種の就業促進資金を使用した機関または個人については、人力資源社会保障・財政部門が法に基づいて処理し、また支給を保留し、支給を中止し、支給済み資金を回収すること

ができる。

監査部門は法により就業促進資金の管理と使用状況について監査監督を行わなければならない。

第七十五条市、区人民代表大会常務委員会は、特定業務報告の聴取と審議、法執行検査の組織、質問と質問の展開などの方式を通じて、本条例の執行状況と就業促進状況に対する監督を強化しなければならない。

市、区人民代表大会常務委員会は各級の人民代表大会代表の役割を十分に発揮し、人民代表大会代表を組織して就業促進の状況をめぐって特別テーマの調査研究と視察などの活動を展開し、関係方面に就業促進の各業務の実行を促さなければならない。

第十章 法律責任

第七十六条 本条例の規定に違反する行為について、法律、行政法規にすでに処理規定がある場合は、その規定に従う。

第七十七条 本条例第四十条第四項の規定に違反し、マスメディアが関連資料を提供できない機構又は差別的内容を含む等の違法状況の採用情報のために、情報配信サービスを提供した場合、人力資源社会保障部門が是正を命じ、かつ関連範囲内で影響を除去する。是正を拒否した場合は、1 万元以上 5 万元以下の罰金に処する。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。

第七十八条 本条例第四十一条第二項の規定に違反し、架空の労働情報で就業参保登記手続を行う場合、人力資源社会保障部門が是正を命じ、違法所得がある場合、違法所得を没収する。状況が深刻な場合、就業保険加入登録手続きを誠実に行わなかった労働者一人当たり 1000 元以上 5000 元以下の基準に基づき、罰金を科す。社会保険待遇を詐取する場合、人力資源社会保障部門は『中華人民共和国社会保険法』に基づいて処罰する。

第七十九条 本条例の規定に違反する行為について、法により相応の法律責任を追及するほか、関係部門はまた規定に従い、関係単位及び個人の信用情報を当市公共信用情報サービスプラットフォームに収集し、かつ法により懲戒措置をとらなければならない。

第八十条 人力資源社会保障等部門及びその職員が就業促進業務において法により職責を履行しない場合、その所属機関又は上級主管部門は是正を命じる。職務を怠り、職権を濫用し、私利私欲で不正を行った場合、直接の責任を負う役職者とその他の直接責任者を処罰を与える。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第十一章 附則

第八十一条 本条例は 2023 年 3 月 1 日より施行し、2005 年 12 月 29 日に上海市第十二期人

民代表大会常務委員会第二十五回会議で可決した『上海市就業促進の若干規定』は同時に廃止する。